保発 0120 第 7 号 令和 5 年 1 月 20 日

都道府県知事殿

厚生労働省保険局長 (公印省略)

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第9号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、同日施行されたところであるが、改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び国民健康保険組合への周知を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定。)に基づき、生活保護部局からの通知等により被保険者の生活保護受給開始を確認できる場合は、市町村の判断で世帯主による届出の省略を可能とするため、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。)の一部を改正するもの。

第2 改正の内容

生活保護法(昭和25年法律第14号)による保護を受けるに至ったことにより被保険者の資格を喪失した者について、国保則第13条第1項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等により確認することができた場合においては、同項の規定による資格喪失の届出を省略させることができることとすること。(改正省令による改正後の国保則第13条関係)

第3 施行期日

改正省令は、公布の日(令和5年1月20日)から施行すること。